

議 事 録

会 議 の 名 称	第7回小美玉市小学校（小川小学校・橘小学校）統合準備委員会
開 催 日 時	平成28年7月6日（水） 19時00分～
開 催 場 所	小川文化センター アピオス 会議室1
出 席 者	<p>【出席委員】</p> <p>東 邦彦 千葉 栄子 藤崎 剛 岡根 典子 高野 一郎 稲田 雅志 柏 敬祐 久保田輝男 水内 幸恵 平塚 健一 小島 健一 平本 敏彦 長島 功 近藤 貞夫 藤井 敏生 笹目 雄一 谷仲 和雄 植木 弘子 長島 主</p> <p>【欠席委員】</p> <p>伊野 勝亮 小川錬太郎 川名 美佐 埜 学 代々木 孝 竹内 文枝 山中 光枝 宮司 瞳</p> <p>【事務局】</p> <p>加瀬 博正 長谷川正典 石田 進 中村 均 比気 龍司 植田 薫 田山 伸一 外之内信浩 戸塚 聡 田村 直弥</p>
協 議 案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・校名の募集について ・校名の選定方法について
会 議 資 料	別 紙 (会議次第、 他)
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (傍聴者 0 人)

【委員長あいさつ】

短い間隔での開催になってしまいましたが、この後の手続きを考えますと、この時期の開催やむなしというところですので、本日もよろしくお願いいたします。

(1) 校名の募集について

事務局 6月21日に開催した第6回統合準備委員会において「校名の選定方法」について、協議いただいたところ、「小川小学校区、橘小学校区を対象に公募する」ということで決定した。校名の募集にあたっての具体的な決め事である募集要項（案）を作成した。上から順に読み上げさせていただく。

資料1に基づき、説明

- 1 目的
- 2 募集期間
- 3 募集対象（応募資格）
- 4 応募条件
- 5 募集方法
- 6 応募方法
- 7 応募先
- 8 校名案の選定方法
- 9 権利の帰属
- 10 新しい校名の発表

詳細は、
資料1を参照

続いて、資料2をご覧ください。資料2は募集要項に基づき作成した一般用、生徒用の募集用紙となっている。準備委員会開催後に発行している第6号の準備委員会だよりと募集用紙を兼ね合わせた形での募集用紙を考えている。配布先は、小川小学校区・橘小学校区の各世帯へ区長便を利用した配布、小川小学校・橘小学校・小川南中学校の児童生徒に学校を通しての配布を想定している。

資料2に基づき、説明（詳細は資料2を参照）

続いて、資料3をご覧ください。資料3は、児童用の募集用紙となっている。こちらについても、小川小学校・橘小学校の児童に学校を通しての配布を想定している。

資料3に基づき、説明（詳細は資料3を参照）

(2) 校名の選定方法について

資料4に基づき事務局より説明

事務局 校名募集によって集まった校名案からの選定方法についての案となっている。上段から説明したい。

校名選定方法（案）

- ・応募の集計結果を委員会開催前に事前配布する。（9月上旬）
- ・応募された校名から各委員が3点を選定して、委員会開催前に事務局に提出する。得票上位5点を校名候補とする。
- ・校名候補に対して、意見交換を行う。
- ・上位5点の校名候補から話し合い、または投票により1点を選定する。

この選定方法について、過去の事例として、下段に3点記載させていただいた。

- ・市の名称
【小美玉市】
 - ①応募された名称から委員が2点を選定し、上位10点を名称候補とする（上位6番以降は1票のため、実際には5点）
 - ②5点から委員の投票により、上位3点到絞り込む
 - ③3点から委員の投票により、1点を決定
- ・公共施設
【空のえき「そ・ら・ら」】
 - ①応募された名称から各委員が5点以内で選定した上で、選定した上で、選定した作品に各委員が持ち点25点を配点する
 - ②配点の集計を行い、上位10点到絞り込む
 - ③話し合いで10点から1点を決定
- ・統合小学校
石崎・広浦・長岡第二
【茨城町立葵小学校】
 - ①応募された名称から委員が10点以内の投票により、1票以上得票した46点到絞り込む
 - ②46点から委員3点以内の投票により、1票以上得票した19点到絞り込む
 - ③19点から委員2点以内の投票により、1票以上得票した8点到絞り込む
 - ④8点から委員1点の投票により、過半数を得た1点を決定

【協 議】

委員長 事務局から提案があったが、質問等はあるだろうか。
委 員 募集要項案の内容について伺いたい。まず、「2 募集期間」、「3 募集対象（応募資格）」、「5 募集方法」とある。募集と応募という言葉を使い分けている。募集という言葉は、教育委員会や準備委員会が集めるということなので、ここは「募集期間」や「募集対象」ではなく、「応募期間」、「応募対象」、

「応募方法」といったように、校名を出していただく方の立場から見た表現に変えた方が良いのではないかと感じる。また、「4 応募条件（3）1人につき1点の応募とする。」となっているが、応募用紙には1点を記載するとし、1人何点か応募できる形はどうだろうか。「9 権利の帰属」の項目には、「決定した校名に関する一切の権限は」という表記があるが、「権限」ではなく「権利」ではないかと思う。権限は権利の一部のことなので、権利が正しいと思う。

次に資料2，3について伺いたい。資料2は、「新しい学校が開校します」とある。資料3は、「新しい学校がスタートします」となっている。資料3は「スタートします」ではなく、資料2と同じように「開校します」という同じ表現にした方が良いのではないかと思う。また、資料2は区長便で配布するということだが、今月の区長便は7日と21日となっている。そうすると、学校が夏休みに入ってしまう。区長便と学校に配布するタイミングは、どのようになるのか。

委員長 複数の点で意見があった。「4 応募条件（3）1人につき1点の応募」について、委員各々で検討いただく時間を設けたいと思うので、先に事務局から表現方法、文言の修正等について、お願いしたい。

事務局 募集となっている表現については、応募という表現に修正をしたいと思う。

委員長 区長便の対応はどうだろうか。

事務局 次回の区長便が21日、小学校の修業式が20日となるので、それより前、15日または19日までに各学校に届けられるようにしたいと考えている。

委員長 学校は学校で配布すれば良いのだろうか。

事務局 毎回の委員会だよりは、区長便と学校で分けて配っている。今回は、学校への配布を若干早める形で子ども達に届けていきたい。

委員長 応募の件数について、またはその他についての意見はいかがか。

委員 資料3において、「新しい学校の名前の考えるときの決まり」とある。「の」が続いてしまうので、「新しい学校の名前を」とした方が良いかと思う。

事務局 そのように修正したい。

委員 資料2「1. 応募資格 ②小川小学校区・橘小学校区に在住の方」とある。その表記で一般の方は分かるだろうか。小川小学校区には18の行政区があり、橘小学校区には10の行政区がある。自分の行政区がどの学校区なのかは分かりづらい。紙面上下の余白を狭め、小川小学校区・橘小学校区に該当する行政区名を表記してはどうか。

委員 応募用紙が配布される対象は、小川小学校と橘小学校の児童、小川南中学校の生徒、対象学校区の行政区に属している各戸になると思う。それ以外の「そ・ら・ら」などの公共施設、一般の方が手に取る設置場所には、小学校区を掲示してはどうか。

委員長 区長便で回らないところもあるのか。行政区に入っていない方もいるのか。行政区に入っていない方には区長便が回らないため、公共施設に応募用紙を備え置く形を取っている。また、ホームページにも掲載する。

委員 何らかの形で示すことは必要ではないかと思う。

事務局 委員が出された意見に対し、どのように思っているかを取りまとめていただき、我々はそれに応じていきたい。

委員長 いかがだろうか。

- 委員 対象学区の行政区を記載するという点に関して、紙面スペースの問題がある。現在の文字より小さくなってしまうと厳しいと思うので、先ほどの意見にあったように紙面上下にある余白を調整し、現在の大きさのままで上手く入れるように対応していただければ非常に分かりやすいのではないかと思います。
- 委員 この応募用紙を直接何らかの形で受け取っている人は、その時点で応募資格があるという認識になると思う。先ほど意見にあったように、各公共施設で得る人が分かるようにすれば、それで構わないと思う。
- 委員 総合支所やアピオスなどに備え置く応募用紙は、資料2をそのまま置くのか、キリトリ線より下を置くのか。それによって、受け取る方の感じ方が変わってくると思う。
- 事務局 現在、事務局で考えている案としては、資料2をそのまま備え置くイメージ。
- 委員 裏面には何も書かれないのだろうか。
- 事務局 そのように考えている。各行政区を記載した方が良いということであれば、裏面に行政区を記載する形も取れる。
- 委員 裏面は印刷の関係上どうなのだろうかと考えていた。1人1点の応募という件はどうだろうか。他の方の意見も聞きたい。
- 委員長 他の委員の意見はいかがだろうか。
- 委員 何点でも良いということになると、子どもは本当に張り切って沢山書くとと思う。それが集まった場合、集計する段階で件数が増えてしまい、難しいのではないかと思います。想いを込めて1点の応募にしてもらう方が良いと思う。
- 委員 校名については、一生懸命に考えてもらいたいということを主眼に置きたいと思う。なので、自分が良いと思う校名1点の応募をお願いすると良いのではないかと考えている。
- 委員 例えば、良いと思う校名が2つあり、どうしても絞ることができない場合はどうしたら良いと思うか。1点のみとするのか、2点までは良いとするのか。良いと思っている校名が2点あった場合に1点にすることは、私としては苦しい。
- 委員長 これは1戸1点ではないと思う。
- 事務局 1人1点の想定となっている。
- 委員 5人家族であれば、5点応募できるということか。
- 委員長 そのように考えていた。
- 委員 応募用紙において、住所欄の一番下に「(行政区の名前も記入してください)」といった表記を入れた方が良いと思う。対象地区以外の方も適当に書いて出してしまうことが考えられる。行政区が入っていれば、どこの誰かがはっきり分かる。そうすれば分かりやすくなると思う。
- 委員 応募について、1人につき1点ということは良いと思う。行政区の件については、橘小学校区の中には清水頭区のように、野田小学校に子どもが通っている家庭がある。区長便で配布を行った場合、清水頭区の全域に回って回ってしまうが、応募資格を理解していただければ良いのではないかと考えている。また、空のえきなどの公共施設に応募用紙を置くということだった。応募資格を理解してくれれば良いが、応募資格を持っていない方も応募してしまった場合はどのような処置を取るのだろうか。最初から資格外で無効にしてしまうのか。確認をしておいた方が良いと思う。

委員長 グレーなところがあると思う。卒業生の場合、市外の住所が書かれてくると
 思う。卒業生なのかを確認できるのかということもある。

委員 行政区名を書いてもらった方が良いということではないかと思う。現在の住
 所は違うが、以前住んでいた行政区を書いてもらうようになるかと思う。

事務局 事務局としては、厳密に間違いなく在住の方かどうかを追求することは考え
 ていなかった。間違いが明らかであれば除いても良いと思うが、応募者の良
 心に従って良いのではないかと思って提案している。委員が同調していただ
 けるのであれば、そのような形で進める。厳密にルールに則って進めていく
 ということであれば、応募資格があるかどうかを確認するといった協力を事
 務局は惜しまない。

委員 校名の決定後、考案者が関係するイベント等を考えているのか。そのよう
 になる場合、厳密に行っていかなければ後々トラブルになると思う。匿名とす
 るのであれば、そこまでトラブルにならないと思う。

事務局 事務局としては、校名が選定された後に考案者を特定して賞を与えるとい
 ったことは考えていない。

委員長 葵小学校の例も出ているが、校名決定後の対応は同じような形だったのか。
 事務局 議事録を見る限りは、葵小学校においても個人を特定するという話はなかつ
 た。

委員長 他には、いかがだろうか。

委員 完全に白黒ははっきりさせるということではなく、審査する段階での申し合わ
 せだと思う。後々トラブルにならないように、はっきりと皆で理解し、応募
 された校名を審査していければ良いと思う。

委員長 必ず応募区分の箇所にチェックを入れるということで良いだろうか。

委員 応募用紙は、住所と氏名の記入のみとなっている。個人情報関係で住所と
 氏名にしているかは分からないが、電話番号を記入するという事は考えて
 いなかったのか。校名が決定後、考案者に連絡をしないわけにはいかない
 と思う。何かしらの連絡はするのではないか。

事務局 連絡することは想定していない。

委員 では、住所と氏名で良いということだと思ふ。

委員 応募資格区分の箇所にチェックが入っていなければ、無効にするというこ
 とはどうだろうか。

事務局 例えば、住所欄に小川小学校区、橘小学校区の住所が書いてあり、応募資格
 区分にチェックが入ってなかったとしても、住所で確認が取れる。そのため、
 無効にしなくても良いのではないかと思う。ただ、学区外の住所が書いてあ
 り、卒業生の欄にチェックが入っていなければ、無効になってしまうのでは
 ないかというように考えている。

委員長 事務局の提案では、チェックがなくても無効にしないということだが、よろ
 しいか。異議がないようなので、そのようにしたい。

委員 小川南中の名前を変える予定はないのだろうか。小中一貫校になってもその
 ままなのか。

事務局 そのように考えている。

委員長 応募資格には、小川小学校と橘小学校の現教職員は含まれていないが、い
 かがだろうか。

委員 前回の会議では、地元の方々に名前をつけてもらいたいといった意見から、

学区内で募集を行うという話だった。我々は外部なので、それで良いのではないかと思っていた。

委員 募集資格区分についてだが、私より2歳上の人達からは小川中学校卒業、橘中学校卒業になる。それも踏まえて書いていただければ良いのではないかと思う。

委員 小学校の卒業生に該当するのではないか。

委員 在住に含まれるのではないか。

委員 例えば、石岡に住んでいてその中学校卒業の方もいる。

委員長 在住の方々にはいかに周知するかといったことなので、我々が考えるよりも専門家が考えた方が良いという反応をした。事務局の方でお願いしたいと思う。

事務局 確認をしたい。資料1「4 応募条件 (3) 1人につき1点の応募とする。」について、具体的にどのような決定をしたと解釈したら良いか。

委員長 1人につき1点という方向性が出された。行政区については、記入していただく形でよろしいか。

委員 住所が書いてあれば良いのではないかと思う。応募者の良心に任せる形で十分ではないか。

委員長 では、行政区について記入しないという形でよろしいか。

賛 成 多 数

委員長 そのようにしたい。

事務局 資料4の校名選定方法(案)について、参考にする事例を提示させていただいたところだが、上段にある協議期日と選定の方法について確認を取らせていただきたい。

委員 「上位5点の校名候補から話し合い、または、投票により1点を選定する」という箇所だが、事務局からの説明では話し合いを行い、話し合いがつかない場合に投票という提案だと思う。なので、「話し合いがつかない場合は投票」ということにしてほしいと思う。本来は、話し合いで合意形成が図られることが良いと思う。

委員長 「話し合い、または、投票」という箇所について、「話し合い、話し合いがつかない場合は投票」にしてはどうかという意見が出ているが、他の委員はどのように考えるか。

委員 話し合いか投票ではなく、小美玉市の名称を決めた方法と提案された内容を合わせた方法はどうだろうか。委員が候補を持ち寄った中で協議し、その後投票ということではどうだろうか。話し合いでは恐らくまとまらないと思う。投票を行っていった場合、決定が確実ではないかと思う。

委員 上位5点の校名候補が出た後、まずは話し合いをする。話し合いで決まらなかった場合に投票ということで話をさせていただいた。

委員 二者択一ではなく、最初は話し合いをしようということか。

委員 話し合いをして、決まらない時に投票ということ。

委員 話し合いが優先ということかと思う。

委員長 「話し合いで決める」、「投票で決める」、「話し合いを行い、決まらない場合に投票で決める」という方法がある。挙手していただきたい。

「話し合いを行い、決まらない場合に投票で決める」という方法はいかがが。

挙 手 多 数

委員長 ではその方法でお願いしたい。

委 員 9月中旬に集計結果をいただけるということだった。それは校名だけか、それとも校名の理由もつけるのか。理由をつけると、事務局が相当大変になるのではないかと思う。

事務局 相当大変な作業になるかと思うが、理由もつけて委員に配布したい。

【その他】

資料5に基づいて、事務局より説明

事務局 小美玉市小中一貫教育基本方針について、説明したい。これは小川小・橘小の統合、その後続く玉里地区や小川北中学区も含め、小中一貫教育をこれから小美玉市における教育の特色として打ち出しくということで策定したのになっている。6月の定例教育委員会で議決をいただいたので、この基本方針に沿って市を挙げて取り組んでいくことになる。ポイントだけ説明させていただきたい。

4ページ、「小美玉市小中一貫教育の基本的な考え方」の項目をご覧ください。小美玉市の全小中学校において、これから小中一貫教育を推進していくことを基本として考えている。ただし、それぞれの中学校区毎に地域の実情や施設の条件等があるので、それを踏まえた3つの形態で進めていきたいと考えている。1つ目が「一体型小中一貫教育」となる。これは現在の玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中の統合小中学校が対象となっており、現在の想定では義務教育学校としての開校を目指していく。小川小・橘小に関連する形態は、中段にある「隣接型・併設型小中一貫教育」となっている。これは、小学校と中学校が非常に近い距離で教育を進めていくことができるので、その利点を生かし、様々なところで連携しながら一貫教育を進めていくことになる。北中学区においても統合の計画があるため、この形態で進めていこうと考えている。下段は「連携型小中一貫教育」となっている。これは美野里地区が該当となる。美野里中と小学校4校には統合の予定はないので、現在の条件で出来る小中一貫教育を進めていくことになる。このようにそれぞれの地域の実情に応じて進めていくことを考えている。

続いて、5ページをご覧ください。最初に統合となる学校は小川小と橘小になる。南中学校も含めて、「隣接型・併設型モデル校」となる。学校の開校に向けて、小中一貫教育を取り入れた教育課程等を作っていくことになる。「一体型モデル校」は玉里地区の小中学校であり、義務教育学校にしていく予定となっている。こちらは9年間を見通した全く新しいタイプの学校としてスタートすることを目指している。

6ページをご覧ください。この統合準備委員会においては今後、学校の

教員を中心とした教育課程等の検討を行う部会が動き始めると思う。その検討を進めていく組織として、「小川南地区小中一貫教育推進委員会（仮称）」を記載している。また、玉里地区においても同様の動きが始まっている。先行する2地区の取り組みを市全体の教職員で情報を共有しながら、市を挙げて取り組んでいくことを考えている。これを行う組織を「小美玉市小中一貫教育推進協議会」としている。また、現在進行している建設準備委員会等とも様々な情報を共有し合い、必要があれば互いに相談をし、より良い学校づくりに取り組んでいきたいと考えている。

委員長 事務局から次回の予定をお願いしたい。

事務局 資料4で説明したとおり、9月下旬を予定している第8回統合準備委員会の開催前に集計結果を配布させていただく。そこから各委員が3点選定し、返信用封筒を使用して委員会開催前に事務局まで返信していただきたい。その結果をまとめ、第8回統合準備委員会において意見交換をしていただきたい。

委員長 9月下旬の委員会で決定ということで良いか。

事務局 返信いただいたものから上位5点に絞り込み、9月下旬の委員会で提示する。その後に話し合いをしていただき、決まらなければ投票によって決定していただく流れとなる。

20:14 閉会